

就労移行支援事業

就職に向けて、日々挑戦をしている就労移行支援事業の皆さんに
日頃の訓練に対する思いをアンケートでお聞きしました。

Q 座学で学んだこと、それが役に立った経験を教えてください

- A 社会に出る為のヒントを学ぶ事が出来ました サン&ムーンさん
- A 人との接し方、自分の長所と短所を知ることが出来ました S. Kさん
- A 自分の状態を早めに伝えられるようになりました Y. Hさん
- A 取り組むことで、自分のスキルアップにつながりました T. Yさん
- A 就職先でのマナーについて学べ、すごくためになった K. K

Q 施設外訓練で学んだことを教えてください

- A あいさつや作業の報告の大切さ S. Hさん
- A 心と体の健康を保つこと サン&ムーンさん
- A 緊張感を持って取り組む事と隅々まで気を配る事 T. Yさん
- A 時間やスピードを意識して働く事 D. Yさん
- A 手順書にそって作業することを学びました K. K

Q これからどんなことを学びたいですか？

- A 本格的に就職活動に取り組むので、それに向けていろいろな事を
学びたいです S. Hさん
- A 生活に必要な事全般 サン&ムーンさん
- A 仕事に対する姿勢、スピーディーに仕事をするためには
どうすればいいか T. Yさん
- A バスの練習の回数をもっと増やしていきたいです D. Yさん
- A コミュニケーションをもっと取れるようにしていきたいです Y. H
- A 効率を考えた行動ができるように訓練したいです K. K

<スタッフの感想>

アンケートを通して、改めて皆さんの思いを確認する事が
できました。就職に向けて効果のある訓練を常に検討しながら、皆
さんと共に前進できるよう頑張っていきたいと思ひます。

就労継続支援B型事業 あじさい会活動報告

10月 りんご狩り



11月 紅葉狩り



12月 クリスマス会
&忘年会

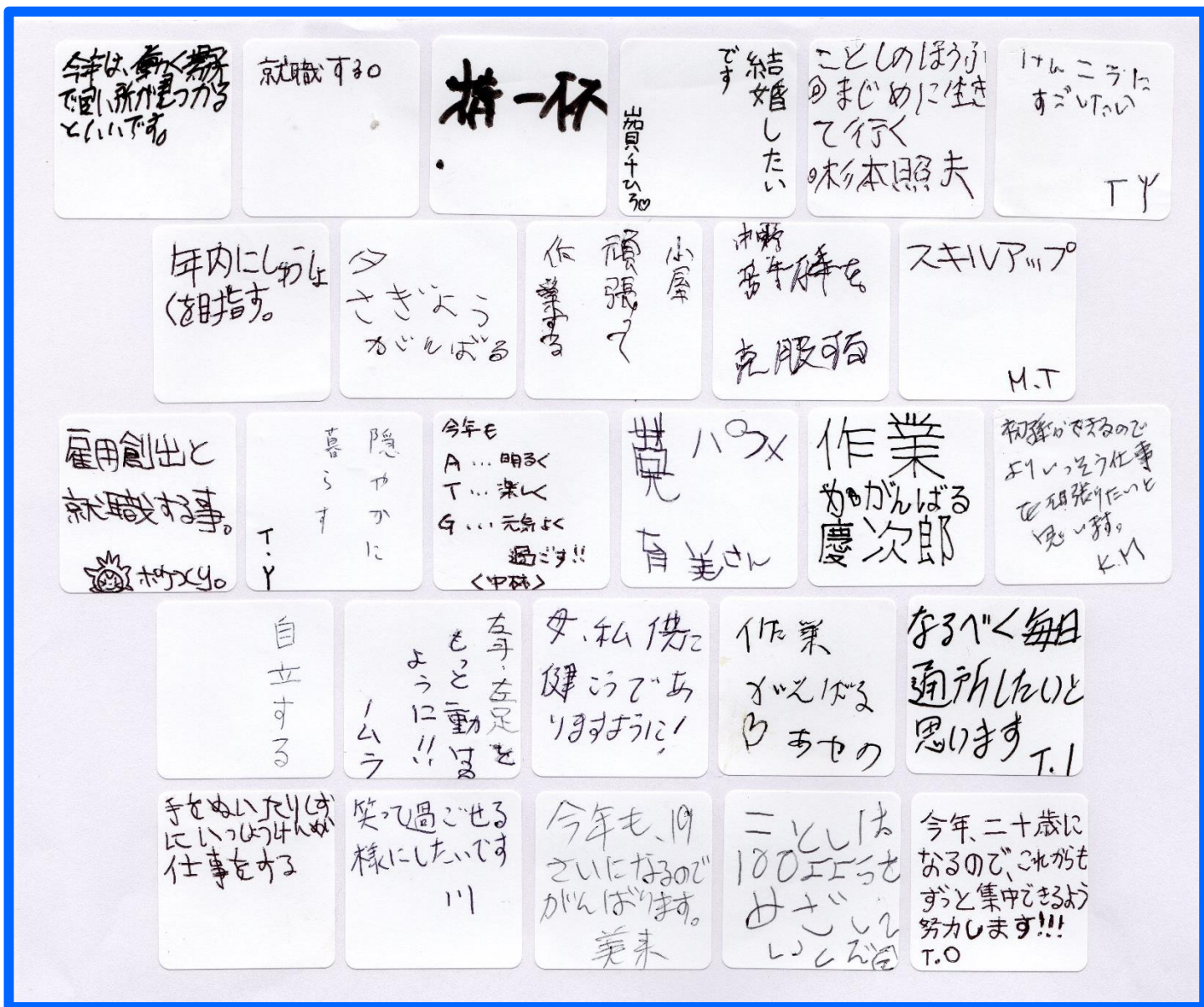


あじさい会はメンバー主体の余暇支援活動です。毎月1回、メンバーの企画で取り組んでいます。
10月、毎年お誘いいただいている地域交流りんご狩りに参加しました。福祉関係者以外の方々
とも交流を深める事ができました。
11月、季節を感じられる行事ということで、紅葉狩りに行ってきました。見ごろにはまだ早か
ったですが、道中みんなでおしゃべりをし、道の駅で買い物を楽しむといった盛沢山な一日でした。
12月、移行支援事業のメンバーも参加してクリスマス会&忘年会を行いました。みんなで食事
をしながらゲームをしたり、出し物を見て楽しく過ごしました。それぞれに一年の振り返りを行い、
自分の成長を確認することが出来たと思ひます。

2017年 新年抱負



2017年1月4日 仕事初めの日に新年の抱負を書いていただきました。皆さんの夢や希望が叶いますように！



研修会のお知らせ

平成 29 年 2 月 16 日 (木) 13:30～ 場所 世界生活文化センター大会議室
 「災害時において施設運営者、スタッフが取り組まなければならないこと」(仮題)
 講師：社会福祉法人ライン工房 (熊本県) 総合施設長 熊川 嘉一郎氏

平成 29 年 2 月 25 日 (土) 13:30～ 場所 高山市民文化会館 3 階講堂
 第 29 回「知ってもらいたい心の病」講演会
 精神科医師による基調講演ならびにシンポジウム
 主催 岐阜県精神保健福祉会連合会

いずれも参加費無料 お問い合わせは 青空作業所 柏木まで



青空通信

NPO 法人 ウェルコミュニティ飛騨 青空作業所
 高山市山口町 1297-1 0577-35-1559
<http://welcomhida.web.fc2.com/>
 平成29年 1 月 10日発行 第31号

理事長挨拶

「職場定着支援」について

柏木 真司



新年、明けましておめでとうございます。本年も何卒ウェルコミュニティ飛騨 青空作業所の活動に対し、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

本年は法人設立十一年目という、次なる十年に向けてのスタートの年となります。今後も更なる法人の発展と信頼の構築に向けて鋭意努力して参る所存であります。引き続きご指導賜りますようお願い申し上げます。

さて当法人の活動方針は、就労移行支援事業及び就労継続支援 B 型事業のいずれからも働く希望があり、準備の整った方には一般就労していただくことです。これまでも多くのメンバーに一般就労していただき、お陰様で離職する方も殆ど無く頑張っていたいております。

しかし、これまで就職後様々な問題が生じ、離職の危機があったことも事実です。このような際、障がいのある方及び企業から求められるのが、職場定着支援です。障害者総合支援法では、「就職した障がいのある方を 6 月以上は相談支援を継続すること」とされています。要するに支援の期限をいつまでと決めることが出来ないのです。卒業した利用者をエンドレスで支援することは、限られた人員で運営している事業所にとってかなりの負担となります。しかし、そうは言うてはおられません。職場定着支援無くして、就労継続無しです。

この職場定着支援に関して、この度の障害者総合支援法見直しの中で大きな改善が図られ、平成 30 年から事業化されることとなりました。これにより予算の裏付けをもってフォローアップすることが出来ます。この新規事業を大いに活用し、職場定着支援をさらに充実させ、青空作業所から就職した障がいのある方の幸せな職業生活を支えていきたいと考えています。

